

議案第 6 号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例

鴨川市介護保険条例（平成 17 年鴨川市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「36,000 円」を「35,490 円」に改め、同項第 2 号中「54,000 円」を「53,430 円」に改め、同項第 3 号中「54,000 円」を「53,820 円」に改め、同項第 4 号中「64,800 円」を「70,200 円」に改め、同項第 5 号中「72,000 円」を「78,000 円」に改め、同項第 6 号中「86,400 円」を「93,600 円」に改め、同項第 7 号中「93,600 円」を「101,400 円」に改め、同項第 8 号中「108,000 円」を「117,000 円」に改め、同項第 9 号中「122,400 円」を「132,600 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 148,200 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 163,800 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 179,400 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 187,200 円

第 4 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,600 円」を「22,230 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,600 円」を「22,230 円」に、「36,000 円」を「37,830 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,600 円」を「22,230 円」に、「50,400 円」を「53,430 円」に改める。

第 6 条第 3 項中「又は第 8 号口」を「、第 8 号口、第 9 号口、第 10 号口、第 11 号口又は第 12 号口」に、「同条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「同条第 1 項第 1 号から第 12 号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。